1. 義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況

各団体が独自に制定した条例のうち罰則を設けているものに関する調

(平成30年4月1日から令和3年3月31日まで)

① 都道府県分

ア総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道					1		然 然	小岐		1
青森県										0
岩手県										0
宮城県							1			1
秋田県							1			0
山形県	1					1				2
福島県	1					1				0
茨城県					1	2				
栃木県					1					3
群馬県										0
						0				0
埼玉県						2	-			2
千葉県						1	1			2
東京都	1				2	3				6
神奈川県										0
新潟県	1			1	1	1	1			5
富山県					1	1				2
石川県						1				1
福井県						1				1
山梨県						1				1
長野県	1									1
岐阜県						3	1			4
静岡県										0
愛知県										0
三重県						1	1			2
滋賀県	1				1		1			3
京都府					1	1	2			4
大阪府				1	2		1			4
兵庫県					1	1	1		1	4
奈良県					1				1	2
和歌山県	1				1	1	1			4
鳥取県					1	1	1		1	4
島根県					1				1	2
岡山県										0
広島県										0
山口県					1					1
徳島県										0
香川県										0
愛媛県					1					1
高知県	1									1
福岡県	-	1			1					2
佐賀県					1		1			2
長崎県							1			0
熊本県						1				1
大分県						1				0
宮崎県	1				1					2
鹿児島県	1				1					0
										0
伊維県 合計	0	1	^	0	90	0.0	10	0	A	
	8	1	0	2	20	23 別則を設けて	13	0	4	71

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。

ただし、「①法令の改正等に基づき定める条例、又は、法令の施行に際し必要な事項を定める条例」、「②法第244条の2に基づき制定した公の施設の設置・管理条例」、「③法第228条に基づき制定された使用料等に関する部分のみ定める条例」については、対象外としている。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山形県	山形県公文書等の管理に関す る条例	R2. 4. 1	公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
東京都	東京都公文書の管理に関する 条例	R2. 4. 1	都政運営に関する公文書東京都の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産であることを明らかにするとともに、公文書の適正な公文書等の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、公文書の管理について都民が主体的に公文書等を利用し得ることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的な事項を定めることによりその適正な管理、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
新潟県	新潟県統計調査条例	R2. 4. 1	統計法等に規定するもののほか、統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を規定する。 (罰則対象行為の追加)	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
長野県	長野県公文書等の管理に関す る条例	R2. 4. 1	公文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存・利用を図り、県の諸活動を現在及び将来の 県民に説明する責務を全うすることを目的とする。 条例に基づき設置された長野県公文書審議会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合に罰 則。	2年以下の懲役又は30万円以下の 罰金
滋賀県	滋賀県公文書管理・情報公 開・個人情報保護審議会設置 条例	Н31. 4. 1	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の設置等について定めるもの。	1年以下の懲役または50万円以下 の罰金
和歌山県	和歌山県情報公開 · 個人情報 保護審議会設置条例	R2. 12. 24	和歌山県情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定める。 ○ 審議会の統合による新規条例の制定に伴うもの(罰則の内容及び金額は統合前に同じ。)	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
高知県	高知県公文書等の管理に関す る条例	R1. 7. 3	この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、高知県立公文書館の設置及び管理に関する事項並びに公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることで県政の透明化を推進し、もって県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにし、県政が適正かつ効率的に運営されるようにすることを目的とする。	公文書管理委員会の委員の守秘義 務違反に対して、1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
宮崎県	県指定統計条例	R2. 7. 1	県統計の作成及び提供に関し必要な事項を定めることにより、その真実性及び有用性を確保し、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。 (県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明による個人等からの情報の取得の禁止に対する罰則の追加)	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金

【経済関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
福岡県	福岡県宿泊税条例	R2. 4. 1	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法に基づき、宿泊税を課する。	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金

【建設関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
新潟県	新潟県屋外広告物条例	Н30. 4. 1	屋外広告物法に基づき必要な規制を行い、公衆に対する危害を防止すること等を目的とする。 (罰則対象区域の追加)	30万円以下の罰金
大阪府	大阪府建築基準法施行条例	R3. 1. 12	建築基準法の規定に基づき、建築物の工事監理者の届出、災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の付加、位置の指定を受けた道路の標識の設置、建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、私道の変更又は廃止の承認並びに日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び日影時間の指定並びにこれらの制限に違反した者に対する罰則に関し必要な事項を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定める。	50万円以下の罰金

【厚生関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	北海道青少年健全育成条例	R2. 1. 1	青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及びその福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的とするもの。 児童ポルノ等の提供を求める行為を常習としてした者に対する加重処罰。	6月以下の懲役又は50万円以下の 罰金
茨城県	茨城県動物の愛護及び管理に 関する条例	Н31. 4. 1	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する気風を招来し、動物による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止するとともに、生活環境の保全上の支障の防止及び公衆衛生の向上を図り、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の 罰金
東京都	東京都受動喫煙防止条例	R2. 4. 1	健康増進法(平成14年法律第103号)第6章及び第9章並びに健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第5条第1項、第6条及び第7条。)附則第2条から第7条までに定めるもののほか、都民及び保護者の責務を明らかにするとともに、都民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。	5万円以下の過料
東京都	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例	H30. 10. 1	障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第14条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備並びに法第15条に規定する啓発活動の実施に関し必要な事項等を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
新潟県	新潟県青少年健全育成条例	R2. 1. 1	青少年の望ましい成長を阻害する行為を規制し、青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。(罰則対象行為の追加)	20万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
富山県	富山県青少年健全育成条例	R1. 10. 1	青少年の心身の健全な発達を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もつてその健全な育成を図ることを目的とするもの。 (31.3.15 一部改正) 児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止し、新たに罰則を設けた。	30万円以下の罰金
滋賀県	滋賀県障害者差別のない共生 社会づくり条例	R1. 10. 1	障害を理由とする差別の解消の推進等について基本理念等を定めることにより共生社会の実現 に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役または50万円以下 の罰金
京都府	青少年の健全な育成に関する 条例	H30.8.16 (罰則規定追加①) H31.4.1 (罰則規定追加②)	この条例は、青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、府の施策の基本を定めてその推進を図るとともに、府民参加のもとに青少年を取り巻く社会環境の整備を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。 (改正内容①) 青少年が自分の裸体等を自ら撮影し、その画像をメール等で送付させられる被害が発生していることから、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を規制するため。 (改正内容②) 「JKビジネス」と呼ばれる、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある営業が増加していることを踏まえ、このような営業から青少年を保護するため。	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
大阪府	大阪府青少年健全育成条例	H30.7.1 (罰則規定改正)	青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、府の基本施策を定めてこれを 推進し、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為か ら保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
大阪府	大阪府ふぐ処理業等の規制に 関する条例	H30.4.1 (罰則規定改正)	ふぐ処理業及びふぐ処理登録者について食品衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、 ふぐの毒に起因する危害の発生を防止することを目的とする。	1年以下の懲役又は20万円以下の 罰金
兵庫県	青少年愛護条例	Н30. 10. 1	青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
奈良県	奈良県青少年の健全育成に関 する条例	R2. 4. 1	青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、県の施策の大綱を定めその推進を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。(児童ポルノ等の提供に関する罰則の追加)	30万円以下の罰金
和歌山県	和歌山県青少年健全育成条例	H31. 4. 1 (罰則追加)	青少年の健全な育成に関する大綱を定めるとともに、その健全な育成を阻害する行為の規制と 青少年を取り巻く環境の整備を行い、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。 ○ 対象者の追加 ・ 青少年に対し、拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める 行為を行った者 ・ 青少年に対し、欺き、威迫し、又は困惑させる方法により、当該青少年に係る児童ポルノ 等の提供を求める行為を行った者 ・ 青少年に対し、対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当 該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を行った者	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
鳥取県	鳥取県青少年健全育成条例	R3. 1. 1	青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、もって青少年の健全な成長に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山口県	山口県青少年健全育成条例	R1. 10. 1	青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するとともに、青少年の健全な育成を害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もつてその健全な育成を図ることを目的とする。(児童ポルノ等の提供の求めの禁止を追加)	30万円以下の罰金又は科料
愛媛県	愛媛県青少年保護条例	Н31. 4. 1	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。 (旧30.12.25 条例の一部改正あり) 青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノやその電磁的記録等を提供するよう求める行為を禁止。 青少年を性風俗関連特殊営業及び接待飲食等営業の客に接する業務に従事するように勧誘すること等を禁止。	30万円以下の罰金
福岡県	福岡県における性暴力を根絶 し、性被害から県民等を守る ための条例	Н31. 3. 1	性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を 支援することを目的とする。	5万円以下の過料
佐賀県	佐賀県青少年健全育成条例	R2. 4. 1	青少年の健全な育成に関する基本的施策を定め、その推進を図るとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
宮崎県	宮崎県における青少年の健全 な育成に関する条例	R2. 7. 1	青少年の健全な育成に関し基本となる事項を定めるとともに、青少年を取り巻く環境を整備 し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。 (児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止に対する罰則の追加)	30万円以下の罰金

【警察・消防関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山形県	山形県迷惑行為防止条例	R3. 2. 1	県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為を防止し、もってその生活の平穏を保持することを目的とする。H24.7.1施行 罰則規制の対象追加(学校、会社等公共の場所以外での盗撮行為等)及び罰則の引き上げR3.2.1施行	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
茨城県	茨城県水上安全条例	R1. 7. 1	水上における危険を防止するとともに、水上交通の安全と円滑を図ることを目的とする。	3月以下の懲役又は50万円以下の 罰金
茨城県	茨城県公衆に著しく迷惑をか ける行為の防止に関する条例	R2. 4. 1	人に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民生活の平穏を保持することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
埼玉県	埼玉県暴力団排除条例	Н30. 4. 1	暴力団排除特別強化地域を規定する。	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
埼玉県	埼玉県ヤードにおける自動車 等の適正な取扱いの確保に関 する条例	R2. 7. 1	ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の 適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図り、 もって県民の平穏な生活の確保に資することを目的とする。	3月以下の懲役又は30万円以下の 罰金
千葉県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	R2.7.1 (一部改正)	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて県民生活の平穏を保持することを目的とする。 (改正内容) 従来から条例で規制していた「卑わいな言動」のうち、発生件数の多い盗撮及び痴漢行為について明文化するとともに、盗撮行為については、規制場所の拡大及び罰則の強化を行うもの。	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
東京都	東京都水上安全条例	Н30. 7. 1	水上における船舶交通に関する秩序を確立するとともに、船舶の航行に起因する障害及び危険を防止することにより、安全かつ快適な水上及び水辺の環境を実現することを目的とする。	3月以下の懲役又は50万円以下の 罰金
東京都	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	Н30. 7. 1	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて都民生活の平穏を保持すること を目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の 罰金
東京都	東京都暴力団排除条例	R1. 10. 1	東京都における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、都及び都民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置、暴力団排除活動に支障を及ぼすおそれのある行為に対する規制等を定め、もって都民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
新潟県	新潟県暴力団排除条例	R1. 12. 27	暴力団排除を推進し、県民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。 (罰則対象区域の追加)	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
富山県	富山県暴力団排除条例	R3. 1. 1	暴力団の排除を総合的に推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもの(R2.9.30 一部改正) 暴力団排除特別強化地域の新設並びに暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域の拡大に伴い、新たに罰則を設けた。	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
石川県	石川県暴力団排除条例	H31.1.1 (一部改正)	暴力団排除に関する基本的施策や暴力団員等に対する利益供与の禁止等を定め、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
福井県	福井県青少年愛護条例	H31.4,1 (一部改正)	青少年の健全な育成を図るとともにこれを阻害するおそれのある行為を防止することにより、 青少年の福祉の向上を図ることを目的とする。 ※従来から罰則規定はあり、項目の追加	2年以下の懲役または100万円以下 の罰金
山梨県	山梨県迷惑行為防止条例	R2.7.1	人に著しく迷惑をかける行為を防止し、もつて県民生活の平隠を保持することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
岐阜県	岐阜県北アルプス地区及び活 火山地区における山岳遭難の 防止に関する条例	R1. 12. 1	北アルプス地区及び活火山地区の山岳に登山しようとする者に対し、登山の届出をさせることにより、登山者による事前準備の徹底、山岳遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図ることを目的とする。 ※一部改正により義務付けの対象を追加(R1.12.1施行)及び罰則の対象を追加(R3.12.1施行)	5万円以下の過料
岐阜県	岐阜県暴力団排除条例	R2. 4. 1	暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、 暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対す る利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏 な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。 ※一部改正により一定の行為を禁止したほか、当該禁止行為を罰則の対象に追加(R2.4.1施 行)	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
岐阜県	岐阜県迷惑行為防止条例	R2. 4. 1	県民、滞在者等に対する著しい迷惑行為を防止することにより、これらの者の安全で平穏な生活を保持することを目的とする。 ※一部改正により一定の行為を禁止したほか、当該禁止行為を罰則の対象に追加(R2.4.1施行)	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
三重県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関す る条例	R3.1.1 (一部改正)	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的に昭和38年に制定された。その後、時代の変化に伴い、小型・高性能のデジタルカメラやスマートフォンの普及に伴い、学校やオフィス等における盗撮が大きな問題となっていることから、それらを禁止、処罰することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の 罰金 ※常習規定有(2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金)
京都府	京都府迷惑行為等防止条例	R2. 1. 18 (罰則規定追加)	この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為及び人に不安を覚えさせる行為を防止し、もって府民、滞在者等の平穏な生活を保持することを目的とする。 (改正内容) 近年、悪質・巧妙化した新たな手口による卑わいな行為や公共の場所等以外の場所における盗撮行為、特定の者に対する恨み等の感情を満たす目的で住居等の付近をみだりにうろつく行為等の旧条例では規制対象としていない新たな類型の迷惑行為を防止し、府民、滞在者等の平穏な生活を保持するため。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
兵庫県	暴力団排除条例	R2. 10. 26	暴力団の排除に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、暴力団事務所等に関する規制その他の必要な措置を定めることにより、暴力団による不当な影響を排除し、もって安全で安心な県民生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
和歌山県	和歌山県飲酒運転の根絶に関 する条例	R1. 10. 1	飲酒運転の根絶に関して、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
島根県	島根県迷惑行為防止条例の一 部を改正する条例	Н30. 4. 1	公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、県民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的 とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
熊本県	熊本県迷惑行為等防止条例	Н30. 7. 1	公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もって県民の平穏な生活を保持することを目的とする。 (改正内容) 盗撮行為の規制対象となる場所の拡大と罰則の強化	単純罪 1年以下の懲役又は100万円以下の 罰金 常習罪 2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
熊本県	熊本県風俗案内業の規制に関 する条例	Н31. 4. 1	風俗案内所が周辺の風俗環境等に与える影響に鑑み、清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について必要な規制を行い、もって県民が安心して暮らすことができる健全な生活環境の形成に資することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の 罰金

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
宮城県	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	R2. 4. 1	土砂等の埋立て等について、土砂等の埋立て等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等の規制に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の防止を図り、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
千葉県	千葉県再生土の埋立て等の適 正化に関する条例	Н31. 4. 1	再生土の埋立て等の適正化のための措置を講ずることにより、県民の生活の安全の確保を図るとともに、地域の生活環境の保全に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の 罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
新潟県	新潟県浄化槽保守点検業者の 登録に関する条例	R2. 4. 1	保守点検業者の登録制度を設け、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的と する。(罰則対象行為の追加)	1年以下の懲役又は10万円以下の 罰金
岐阜県	岐阜県水源地域保全条例	R3. 1. 1	水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。※一部改正により一定の行為を義務付ける等したほか、罰則の対象に追加(R3.1.1施行)	5万円以下の過料
三重県	三重県土砂等の埋立て等の規 制に関する条例	R2. 4. 1	土砂等の埋立て等の適正化を図り、災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的と する。	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
滋賀県	ふるさと滋賀の野生動植物と の共生に関する条例	R2. 3. 21	野生動植物との共生について基本理念等を定めることにより生物の多様性の確保等を図り、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役または50万円以下 の罰金
京都府	京都府森林水源地域の保全等に関する条例	Н30. 9. 1	この条例は、水が府民の生活のみならず、京都の伝統的な文化及び産業を支える府民共通の貴重な財産であることに鑑み、森林水源地域の保全に関し、基本理念を定め、府、取水する事業者、土地所有者等及び府民の責務を明らかにするとともに、森林水源地域における土地の利用及び取水の適正な実施について必要な事項を定めることにより、森林水源地域の有する水源の涵養の機能の維持を図り、もって豊かな水資源を将来にわたって確保することを目的とする。	6月以下の懲役又は30万円以下の 罰金
京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	R2. 6. 1 (罰則規定追加)	この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、土地の埋立て等を行う者、府等の責務を明らかにするとともに、不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止するため必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。(改正内容)建設需要や災害復旧による土砂発生量の増加も見込まれる状況を踏まえ、土砂等の不適正な埋立て等による災害の未然防止のため、「違反行為の即時中止」や「原状回復の確保」に係る措置の強化を図るため。	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関 する条例	H31.7.1 (罰則規定改正)	大阪府環境基本条例の理念にのっとり、生活環境の保全等に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行い、もって府民が健康で豊かな生活を享受することができる社会の実現に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は55万円以下の 罰金
兵庫県	ため池の保全等に関する条例	R1. 7. 1	ため池及び疏そ水(以下「ため池等」という。)の機能の保全を図るためにその設置及び管理 に関して必要な事項を定めるとともに、ため池等が有する多面的機能の発揮の促進を図るため に必要な事項について定めることにより、安全で安心な県民生活の確保、豊かな自然環境の保 全、健康で文化的な生活環境の創造、良好な地域社会の維持等に寄与することを目的とする。	50万円以下の罰金
和歌山県	和歌山県ごみの散乱防止に関 する条例	R2. 10. 1	ごみの散乱の防止に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、ごみの投棄による散乱の防止に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、広域的な環境の保全を図るとともに、廃棄物の適正な処分又は再利用による減量化を進め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の構築に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
鳥取県	鳥取県星空保全条例	Н30. 4. 1	光害の防止に関して、必要な規制を行うとともに、県民等及び事業者の理解を深め、星空環境 を県民の貴重な財産として保全することを目的とする。	5万円以下の過料
	佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生 の防止に関する条例		土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全及び生活の安全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の 罰金

【その他】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
	ボーガンの安全な使用及び適 正な管理の確保に関する条例	R2. 12. 1	ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保するため、ボーガンを使用する者等の責務を明らかにするとともに、ボーガンの取得に係る届出の義務等を定めることにより、安全で安心な県民生活の確保を図ることを目的とする。	5万円以下の過料
	大和川流域における総合治水 の推進に関する条例	Н30. 4. 1	大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかに するとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域におけ る総合治水を計画的に推進することにより、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護 し、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金
	島根県県有地等における放置 自動車の処理に関する条例	Н30. 7. 1	放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復 し、生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的とする。	20万円以下の罰金

② 市町村分 ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道							2			2
青森県										0
岩手県										0
宮城県									1	1
秋田県		2					1			3
山形県	1									1
福島県		1		1	10		3			15
茨城県	1			1	1		3			6
栃木県										0
群馬県	1			2			4			7
埼玉県				2	2		6			10
千葉県		2			2		5			9
東京都	1			3	3		3			10
神奈川県				1					1	2
新潟県	2			1			1			4
富山県							1			1
石川県	1			1						2
福井県										0
山梨県				1						1
長野県	3			1			4		1	9
岐阜県	1						1			2
静岡県					1	2				3
愛知県			1	1	2	1	6			11
三重県				2	1		2			5
滋賀県				1			2			3
京都府				1	3		3			7
大阪府				5	2		11			18
兵庫県			2	3			2			7
奈良県			1				1			2
和歌山県				1						1
鳥取県										0
島根県										0
岡山県				1						1
広島県	1						3			4
山口県										0
徳島県	1									1
香川県										0
愛媛県										0
高知県				1			1			2
福岡県		2		2	1		1			6
佐賀県				1					1	2
長崎県				1						1
熊本県	2		1	1		1			3	8
大分県							1			1
宮崎県	1						1			2
鹿児島県										0
沖縄県	4									4
合計	20	7	5	35	28	4	68	0	7	174

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。

ただし、「①法令の改正等に基づき定める条例、又は、法令の施行に際し必要な事項を定める条例」、「②法第244条の2に基づき制定した公の施設の設置・管理条例」、「③法第228条に基づき制定された使用料等に関する部分のみ定める条例」については、対象外としている。

イ 内訳表

【総務関係】

【総務関係】					
都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山形県	天童市	天童市個人情報保護条例	H30.4.1 (罰則規定追加)	個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	
茨城県	下妻市	下妻市個人情報保護条例の一部 を改正する条例	Н30. 4. 1	市における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適 正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とす る。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	渋川市	渋川市公文書等の管理に関する 条例	R2. 4. 1	公文書の適正な管理、歴史的文書の適切な保存及び利用等を図り、市政に関する 市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全 うされるようにすることを目的とする。	
東京都	杉並区	杉並区個人情報保護条例	Н31. 4. 1	自己情報の開示、訂正等を求める区民の権利を保障するとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される 区政の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ※罰則規定の追加を内容とする一部改正
新潟県	十日町市	十日町市個人情報保護条例	Н30. 6. 22	市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
新潟県	胎内市	胎内市個人情報保護条例	Н30. 4. 1	この条例は、個人情報保護に関する基本的事項を定めるとともに、市民の自己情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の基本的人権である個人の尊厳を確保し、もって公正で民主的な市政の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
石川県	金沢市	金沢市宿泊税条例	Н31. 4. 1	宿泊税を賦課徴収するために必要な事項を規定する。	1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金
長野県	松本市	松本市個人情報保護条例	Н30. 4. 1	個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、より公正で民主的な市政の実 現を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等
長野県	中野市	個人情報保護条例	H31.4.1	日本国憲法第13条にうたわれている個人の尊重の理念の下に、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用中止を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
長野県	飯山市	飯山市個人情報保護条例	R3. 1. 1	市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利等を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
岐阜県	北方町	北方町個人情報保護条例	R2. 1. 1	個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を規定する。	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
広島県	江田島市	江田島市個人情報保護条例	R1. 9. 4	個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに,市の機関が保有する個人情報の開示,訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより,個人の権利利益を保護することを目的とする。	
徳島県	美馬市	美馬市個人情報保護条例	R3. 3. 18	この条例は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市民に信頼される公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
熊本県	熊本市	熊本市個人情報保護条例	Н30. 9. 28	個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
熊本県	甲佐町	甲佐町個人情報保護条例	R3. 3. 17	甲佐町の実施機関が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護が全うされるようにし、もって町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の発展に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
宮崎県	宮崎市	宮崎市個人情報保護条例	Н30. 10. 1	個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
沖縄県	沖縄市	個人情報保護条例	Н30. 11. 1	個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
沖縄県	沖縄市	情報公開条例	Н30.11.1	情報公開を請求する権利を保障し、行政の説明責任を果たすことで市民の理解と 信頼を深めることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
沖縄県	沖縄市	行政不服審査会条例	Н30. 11. 1	行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
沖縄県	渡嘉敷村	個人情報保護条例	Н31.3.6	個人情報の保護を目的とする。	2年以下の懲役または100万円以下の罰金

【経済関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
秋田県	秋田市	秋田市中央卸売市場業務条例	R2. 6. 21	この条例は、本市が設置する中央卸売市場に係る卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4条第4項に規定する事項および施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、花きの取引の適正化とその生産および流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。	
秋田県	秋田市	秋田市公設地方卸売市場業務条 例	R2. 6. 21	この条例は、本市が設置する公設地方卸売市場に係る卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第4項に規定する事項および施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化ならびにその生産および流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。	
福島県	福島市	福島市興行場法施行条例	Н30. 4. 1	関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条 の規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の五倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。)以下の過料を 科する。
千葉県	船橋市	船橋市地方卸売市場業務条例	R2. 6. 21	地方卸売市場に係る卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。	5 万円以下の過料
千葉県	柏市	柏市公設総合地方卸売市場業務条例	R2. 3. 19	柏市公設総合地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。	1万円以下の過料
福岡県	北九州市	北九州市宿泊税条例	R2. 4. 1	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興 を図る施策に要する費用に充てるため	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
福岡県	福岡市	福岡市宿泊税条例	R2. 4. 1	地方税法第5条第7項及び福岡市観光振興条例第11条第2項の規定に基づき、宿泊 税の課税に関し必要な事項を定める。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【教育・文化関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
愛知県	名古屋市	名古屋市子ども・子育て支援法 施行条例	R1. 10. 1	この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) の施行に関し、必要な事項を規定する。	10万円以下の過料
兵庫県	姫路市	姫路城管理条例	Н31.1.1	姫路城の上空における無人航空機の飛行の禁止を規定する。	10万円以下の罰金
兵庫県	たつの市	たつの市伝統的建造物群保存地区保存条例	Н30. 6. 29	たつの市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって市の文化の向上に資することを目的とする。	
奈良県		奈良市歴史的建築物の建築基準 法適用除外に関する条例	R2. 4. 1	市内に存する歴史的な価値を有する建築物を保存し、観光資源として活用し、安全性の向上を図ることを目的とする。	5万円以下の過料
熊本県		宇城市豊野町上巣林教育集会場 及び教育公園条例	Н30. 9. 27	人権・同和問題の解決を図る教育を行い、併せて市民生活の改善及び向上を図る ことを目的として設置する豊野町上巣林教育集会場及び教育公園について必要な 事項を規定する。	その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)

【建設関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
福島県	喜多方市	喜多方市歴史的建築物の保存及 び活用に関する条例	Н31. 4. 1	歴史的建造物を良好な状態で将来の世代に継承するとともに、その利活用を促進することを目的とする。	50万円以下の罰金
茨城県	水戸市	水戸市屋外広告物条例	R2. 4. 1	屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い, もって良好な景観を形成し, 及び風致を維持し, 並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市都市下水路条例	R2. 4. 1	この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、市が設置する都市下水路の設置、維持その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	5万円以下の過料
群馬県	明和町	明和町地区計画区域内における 建築物の制限に関する条例	R1. 9. 5	地区計画の区域内における建築物に関する条例を定めることにより、適正な都市 機能及び健全な都市環境を確保することを目的とする。	10万円以下の罰金
埼玉県	飯能市	飯能都市計画双柳南部地区地区 計画の区域内における建築物等 の制限に関する条例	R1. 12. 20	建築物等に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を 確保することを目的とする。	50万円以下の罰金
埼玉県	鴻巣市	鴻巣市地区計画区域内における 建築物の制限に関する条例	R1. 7. 1	地区計画の区域内の建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を規定する。	50万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
東京都	港区	港区低炭素まちづくり計画の駐 車機能集約区域内における建築 物の駐車施設の附置等に関する 条例	Н31. 4. 1	低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域を定め、建築物に附置する駐車施設の 集約化を推進することにより、道路交通の円滑化を図り、もって都市の低炭素化 を促進するとともに、当該区域内の建築物に附置する駐車施設の規模その他必要 な事項を定めることを目的とする。	50万円以下の罰金
東京都	目黒区	自由が丘駅前西及び北地区地区 計画の区域内における建築物の 制限に関する条例	R2. 10. 1	建築基準法第68条の2第1項の規定により地区計画で定めた建築物に関する制限内容を制限条例において規定することにより、計画内容の実現をより確実なものとするため。	50万円以下の罰金
東京都	大田区	地域力を生かした 大田区まちづくり条例	R2. 3. 11	良好な街並みを保全・形成し、無秩序な開発を防ぐため、条例で定める開発事業 を行う場合に必要な手続きや基準を定めている。	命令に違反した者は、6月以下の懲役叉は 50万円以下の罰金に処する。 ※罰則規定の追加を内容とする一部改正
神奈川県	横須賀市	横須賀市建築物の解体等工事に 伴う紛争の未然防止に関する条 例	Н30.7.1	この条例は、建築物の解体等工事に係る計画の住民への事前周知に関し必要な事項等を定めることにより、紛争を未然に防止し、もって地域における良好な近隣関係を保持するとともに、生活環境の保全に資することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
新潟県	長岡市	長岡市歴史的建築物の保存及び 活用に関する条例	R3. 2. 1	地域固有の歴史的又は文化的な価値を有する建築物の価値を良好な状態で将来の 世代に継承するとともに、安全性の維持及び向上を図り、その保存及び活用を促 進する。	50万円以下の罰金
石川県	金沢市	金沢市歴史的建築物の現状変更 の規制及び保存のための措置に 関する条例	R1. 10. 1	歴史的な価値を有する建築物の保存及び活用を図るための措置について必要な事項を定める。	500,000円以下の罰金
山梨県	北杜市	北杜市太陽光発電設備設置と自 然環境の調和に関する条例	R1. 10. 1	太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、本市の有する豊かな自然環境及び美しい景観並びに市民の安全・安心な生活環境の調和を図り、もって魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	5万円以下の罰金
長野県	木曽町	木曽町公共物管理条例	R1. 10. 1	公共物の管理及びその利用に関し必要な規制を行い、公共の安全を保持・福祉の 増進を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は5万円以下の罰金
愛知県	大府市	大府市開発事業の手続及び基準 等に関する条例	R2. 4. 1	本市で行われる開発等事業の手続及び整備基準、都市計画法に基づく開発許可の 基準その他必要な事項を定めることにより、良好な住環境の整備促進及び保全を 図ることを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
三重県	熊野市	熊野市空家等及び空地への対策 の推進に関する条例	R2. 2. 1	空家等及び建物等並びに空地の適正な管理の推進を目的とする。	50万円以下の過料
三重県	伊賀市	伊賀市の適正な土地利用に関す る条例	Н30. 4. 2	まちづくりの基盤となる土地の適正かつ合理的な利用を推進するために、市、市 民等及び建築開発事業者の責務を明らかにするとともに、市の土地利用の基本と なる計画、建築開発事業を行う際の手続等を定め、もって適正かつ合理的な土地 利用を推進することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
滋賀県	竜王町	竜王町地区計画の区域内におけ る建築物の制限に関する条例	R1. 9. 1	建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能および健全な都市環境を確保することを目的とする。	50万円以下の罰金
京都府	亀岡市	亀岡市空家等対策の推進 に関する条例	Н30. 6. 1	市民等の良好な生活環境を確保し、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
大阪府	枚方市	東部大阪都市計画茄子作南地区 地区計画の区域内における建築 物の制限に関する条例	Н30. 4. 1	建築基準法の規定に基づき、都市計画に係る地区計画の区域内における建築物に 関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする.	
大阪府	枚方市	東部大阪都市計画枚方市駅周辺 地区地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例	R1. 10. 11	建築基準法の規定に基づき、都市計画に係る地区計画の区域内における建築物に 関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする.	20万円以下の罰金
大阪府	枚方市	東部大阪都市計画藤阪南町地区 地区計画の区域内における建築 物の制限に関する条例	R2. 3. 25	建築基準法の規定に基づき、都市計画に係る地区計画の区域内における建築物に 関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする.	20万円以下の罰金
大阪府	枚方市	東部大阪都市計画東田宮山之上 地区地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例	R2. 10. 30	建築基準法の規定に基づき、都市計画に係る地区計画の区域内における建築物に 関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする.	20万円以下の罰金
大阪府	交野市	東部大阪都市計画私部南第2地区 地区計画の区域内における建築 物の制限に関する条例	R1. 6. 28	この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2 第1項及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項の規定に基づき、東部大 阪都市計画私部南第2地区地区計画(以下「私部南第2地区計画」という。)の区域 内における建築物に関する制限及び建築物の緑化率の最低限度を定めることによ り、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。	
兵庫県	赤穂市	赤穂市法定外公共物管理条例	Н30. 10. 1	法定外公共物の保全と適正な利用を図ることを目的とする。	5万円以下の過料
兵庫県	高砂市	高砂市地区計画の区域内におけ る建築物の制限に関する条例	R1. 12. 26	この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。	50万円以下の罰金
兵庫県	宍粟市	宍粟市空き家等の対策に関する 条例	R2. 3. 9	宍粟市環境基本条例(平成17年宍粟市条例第123号)に定める環境の保全及び創造並びに市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するため、市内に設置する太陽光発電施設に関する必要な事項を定めることにより、住環境への配慮及び自然環境の保護に努め、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
和歌山県	紀の川市	紀の川市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例	R2. 4. 1	特定用途制限地域内における建築物及び工作物の用途の制限に関して必要な事項を定めることにより合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。	50万円以下の罰金
岡山県	浅口市	浅口市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例	R2. 4. 1	建築基準法第49条の2の規定に基づき、特定用途制限地域内における建築物及び工作物の用途の制限に関して必要な事項を定めることにより、合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする	50万円以下の罰金
高知県	黒潮町	黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置 及び管理に関する条例	Н30. 7. 1	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、黒潮町営拳 ノ川若者住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
福岡県	中間市	中間市道路占用料徴収条例	R1. 10. 1	道路の占有料の額を定める。	徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以 下
福岡県	須恵町	須恵町空き地等の環境保全に関 する条例	R2. 12. 11	空き地及び空家等の管理に関し、必要な事項を定め、良好な環境を確保することを目的とする。	5万円以下の過料
佐賀県	武雄市	武雄市特別用途地区内における 建築物の制限に関する条例	R2. 3. 27	地区内における建築物の制限を規定する。	50万円以下の罰金
長崎県	松浦市	松浦市法定外公共物管理条例	R2. 12. 23	法定外公共物(里道・水路等)の適正な管理及びその利用について必要な事項を 規定	10万円以下の罰金又は科料
熊本県		熊本市歴史的建築物の保存及び 活用に関する条例	R2. 6. 24	歴史的な価値を有する建築物が本市の歴史的な街並み及び文化を形成する重要な要素であり、当該建築物の保存及び活用が本市固有の景観の保全及び文化の向上に寄与することに鑑み、当該建築物について建築基準法第3条第1項第3号の現状変更の規制及び保存のための措置に関し必要な事項を定めることにより、その保存及び活用を図り、もって当該建築物を良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。	50万円以下の罰金

【厚生関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
福島県	福島市	福島市旅館業法施行条例	H30. 4. 1	この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)及び旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の五倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。) 以下の過料を 科する。
福島県	福島市	福島市公衆浴場法施行条例	Н30. 4. 1	この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を 科する。
福島県	福島市	福島市理容師法施行条例	H30. 4. 1	この条例は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)及び理容師法施行令(昭和28年政令第232号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。) 以下の過料を 科する。
福島県	福島市	福島市美容師法施行条例	Н30. 4. 1	この条例は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)及び美容師法施行令(昭和32年政令第277号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の五倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。)以下の過料を 科する。
福島県	福島市	福島市クリーニング業法施行 条例	H30. 4. 1	この条例は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下「法」という。) の施行に関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。)以下の過料を 科する。

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
福島県	福島市	福島市食品衛生法施行条例	H30. 4. 1	この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。)以下の過料を 科する。
福島県	福島市	福島市と畜場法施行条例	Н30. 4. 1	この条例は、と畜場法(昭和28年法律第114号。以下「法」という。)及びと畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。)以下の過料を 科する。
福島県	福島市	福島市化製場等に関する法律施 行条例	Н30. 4. 1	この条例は、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の五倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。)以下の過料を 科する。
福島県	福島市	福島市医療法施行条例	Н30. 4. 1	この条例は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の施行に関 し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の 規定に基づき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の五倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。)以下の過料を 科する。
福島県	福島市	福島市受動喫煙防止条例	R2. 7. 1	この条例は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めることにより、受動喫煙による市民等の健康への悪影響を未然に防止し、もって市民等の健康増進を図ることを目的とする。	手数料の徴収を免れた者については、その 徴収を免れた金額の五倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。)以下の過料を 科する。
茨城県	水戸市	水戸市動物の愛護及び管理に関 する条例	R2. 4. 1	動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する 愛護の意識の高揚を図り、動物の福祉の向上を推進するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。	6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
埼玉県	川口市	川口市被保護者等住居・生活・ 金銭管理サービス提供事業の業 務の適正化等に関する条例	Н30. 4. 1	不当な営利行為を防止し、事業の適正な運営を確保することで、被保護者等の権利利益を擁護し、もって被保護者等の自立の支援を図ることを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
埼玉県	越谷市	越谷市被保護者等住居・生活 サービス提供事業の業務の適正 化等に関する条例	R2. 4. 1	社会福祉法の規定に基づき無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、被保護者等住居・生活サービス提供事業に対し必要な規制を行うことにより、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う者の業務の適正な運営を確保し、もって被保護者等の処遇の改善及び自立の支援を図ることを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
千葉県	習志野市	習志野市受動喫煙の防止に関す る条例	H30. 10. 4	受動喫煙による健康被害を防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、市民の健康を守ることを目的とする。	1万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
千葉県	市原市	市原市受動喫煙の防止に関する 条例	R2. 4. 1	この条例は、受動喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。	2万円以下の過料
東京都	稲城市	稲城市路上等喫煙の制限に関す る条例	Н30. 4. 1	路上等喫煙を制限するために稲城市、市民等の及び事業者並びに喫煙者が果たすべき責務を明らかにするとともに、吸い殻のポイ捨ての防止を図ることにより、喫煙者と非喫煙者との協力の下に安全かつ快適な生活環境の確保及び維持並びに環境美化の促進に寄与することを目的とする。	
東京都	大田区	大田区屋外における喫煙 マナー等に関する条例	R2. 4. 1	喫煙マナーの向上及び屋外の喫煙対策を推進することにより、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。	1万円以下の過料
東京都	荒川区	荒川区旅館業法施行条例	Н30. 6. 15	旅館業法の規定による宿泊者の衛生に必要な措置等の基準その他必要な事項を定めることを目的とする。	5万円以下の過料
静岡県	裾野市	裾野市簡易水道事業給水条例	R2. 4. 1	簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるもの。	徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円とする。)以下の過料
愛知県	名古屋市	名古屋市動物の愛護及び管理に 関する条例	R2. 10. 1	動物の適正な取扱いその他動物の生命の尊重、健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて動物を愛護する気運を醸成するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。	5万円以下の過料
愛知県	大府市	大府市小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保 に関する条例	R1. 10. 1	小規模貯水槽水道の衛生管理に関し必要な事項を定めることにより、飲料水の安全と衛生を確保し、もって市民の健康の保持と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	10万円以下の罰金
三重県	桑名市	桑名市路上喫煙の防止に関する 条例	Н31. 4. 1	路上喫煙が受動喫煙を引き起こすとともに、周囲の人に対して健康被害を及ぼすおそれがあること及びたばこの吸い殻のポイ捨てによる都市環境への影響があることに鑑み、路上喫煙を防止することによって、健康で快適な生活の維持及び環境美化の促進を図ることを目的とする。	2万円以下の過料
京都府	京都市	京都市住宅宿泊事業の適正な運 営を確保するための措置に関す る条例	Н30. 6. 15	住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の運営に関し、本市における住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るために必要な事項を定めることにより、宿泊者及び市民の双方にとって安全かつ安心で良好な環境を確保するとともに、宿泊者に対し質の高いおもてなしを提供することができる環境を形成し、もって国際文化観光都市としての本市の持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
京都府	亀岡市	亀岡市水道事業給水条例	Н30. 4. 1	水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並 びに給水の適正を保持するために必要な事項を規定する。	・100万円以下の罰金又は5万円以下の過料 ・徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えな いときは、5万円)以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
京都府	亀岡市	亀岡市路上喫煙の規制に関する 条例	H30.7.1 (一 部H31.7.1)	市民等の健康の保持及び安全な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	1万円以下の過料
大阪府		寝屋川市子どもの健やかな成長 のための受動喫煙防止条例	R2. 10. 1	この条例は、子どもの健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずることにより、子どもの健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。	1,000円の過料
大阪府	四條畷市	四條畷市受動喫煙の防止に関する条例	Н30. 12. 13	市、市民、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民が自らの意思 で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙に よる市民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。	
福岡県		福岡市障がいを理由とする差別 をなくし障がいのある人もない 人も共に生きるまちづくり条例	Н31. 1. 1	障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに 事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める ことにより、障がい者が、社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会 のあらゆる分野における活動に参画し政策決定に関わることができる環境を構築 し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の 実現に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【警察・消防関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
静岡県	静岡市	静岡市客引き行為等の禁止に関 する条例	R3. 1. 1	公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者等と協働して、公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	5万円以下の科料
静岡県	浜松市	浜松市客引き行為等の禁止等に 関する条例	R1. 11. 1	公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民及び事業者等と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な生活環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
愛知県	名古屋市	名古屋市客引き行為等の禁止等 に関する条例	Н30. 4. 1	公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる 快適な都市環境の形成を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまち づくりに寄与することを目的とする。	5万円以下の科料
熊本県	熊本市	熊本市客引き行為等の禁止に関 する条例	Н31. 4. 1	公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的とする。	5万円以下の過料

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	恵庭市	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	Н31.4.1	廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進するととも に、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、循環型 社会の形成、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健 康で快適な生活を確保することを目的とする。	
北海道	岩内町	岩内町水資源保全条例	Н31. 3. 15	水資源の保全に関する事項を規定する。	5万円以下の過料
秋田県	横手市	横手市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	R2. 6. 18	この条例は、廃棄物の排出の抑制及び再生利用を促進し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすること等により、横手市における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	は、その免れた金額の5倍に相当する金額
福島県	福島市	福島市浄化槽保守点検業者の登 録に関する条例	Н30. 4. 1	この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。	20万円以下の罰金 徴収を免れた金額の5倍に相当する金額 (当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料
福島県	福島市	福島市屋外広告物条例	Н30. 4. 1	この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づく必要な規制に関する事項並びに広告物及び広告物を掲出する物件を地域の良好な景観と調和させるために必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
福島県	福島市	福島市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	Н30. 4. 1	この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、適正な処理の 促進に関し、市、事業者及び市民の責務及び役割を明確にし、生活環境を清潔に することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	
茨城県	水戸市	水戸市浄化槽保守点検業者の登 録に関する条例	R2. 4. 1	浄化槽の保守点検を業とする者に関する登録制度について必要な事項を定める。 	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
茨城県	茨城町	茨城町土採取事業規制条例	Н30. 6. 20	土採取事業について必要な規制を行うことにより、土採取事業に伴う災害を防止するとともに採取跡地について緑化等による適正な整備を図り、もって自然環境の保全と住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	
茨城県	東海村	東海村土砂等による土地の埋立 て等の規制に関する条例	Н30. 6. 22	土砂等による土地の埋立て等について、村、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。	
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市土砂等の埋立て等の規 制に関する条例	Н30. 7. 1	この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の 埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び市民の安全を確保すること を目的とする。	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	Н30. 10. 1	この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及びその他の法令の規定に基づき、廃棄物の発生抑制及び適正処理、循環資源の循環的な利用並びに生活環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。	20万円以下の罰金
群馬県	太田市	太田市土砂等による埋立て等の 規制に関する条例	Н31.4.1	土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立 て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び市民の安全に資することを目的 とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	明和町	明和町土砂等による埋立て等の 規制に関する条例	Н30. 7. 1	土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立 て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び町民の安全に資することを目的 とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	熊谷市	熊谷市屋外広告物条例	Н31. 4. 1	良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的とする。	50万円以下の罰金
埼玉県	川口市	川口市土砂の堆積等の規制に関 する条例	Н30. 4. 1	無秩序な土砂の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	川口市	川口市浄化槽保守点検業者登録 条例	Н30. 4. 1	浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公 衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
埼玉県	川口市	川口市屋外広告物条例	Н30. 4. 1	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する ことを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
埼玉県	戸田市	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙 をなくす条例	R2. 10. 1	市、市民等及び事業者が一体となり、ポイ捨ての防止、飼い犬のふん放置の防止 及び歩行喫煙の防止に関し、必要な事項を定めることにより、きれいで、安全 で、快適な生活環境を確保し、戸田市にかかわるすべての人に愛されるようなき れいなまちを実現することを目的とする。	1万円以下の過料
埼玉県	朝霞市	朝霞市土砂等の堆積の規制に関 する条例	R2. 10. 1	土砂等の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	野田市	野田市土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防 止に関する条例	Н30. 10. 1	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	佐倉市	佐倉市土地の埋立て及び土質等 の規制に関する条例の一部を改 正する条例	Н30. 4. 1	再生土等による埋立て行為の禁止、事業主の名義貸しの禁止等の土砂等の運搬及 び土質に対する規制を強化するもの。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	流山市	流山市広告物条例	Н31. 4. 1	屋外広告物等に必要な規制を行い、もって良好な景観の形成や公衆に対する危害 の防止を目的とする。	50万円以下の罰金
千葉県	富里市	富里市放置自動車の適正な処理 に関する条例	Н30. 8. 1	公共施設に放置された自動車等の適正な処理について必要な事項を定め、公共施設の機能を速やかに回復するとともに、地域の美観の保持及び市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。	20万円以下の罰金
千葉県	香取市	香取市地域汚水処理施設の設置 及び管理に関する条例	R1. 10. 1	公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、香取市 地域汚水処理施設を設置する。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
東京都	八王子市	八王子市住居等における物の堆 積等に起因する不良な生活環境 の改善に関する条例	Н31. 4. 1	住居等における物の堆積又は放置に起因する不良な生活環境の発生を防止するとともに、それを改善するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	5万円以下の過料
東京都	豊島区	豊島区落書き行為の防止に関す る条例	R2. 7. 16	公共施設、他人の建物への落書き行為の防止を目的とする。	10万円以下の罰金
東京都	荒川区	荒川区廃棄物の処理及び再利用 に関する条例	Н30. 10. 1	委託事業者以外の者による資源などの回収対象物の収集又は運搬の禁止を規定する。	20万円以下の罰金又は5万円以下の過料
新潟県	妙高市	妙高市希少野生動植物保護条例	R3. 3. 31	市内に生息し、又は生育する希少な野生動植物を保護し、次代へ継承していくことを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
富山県	富山市	富山市カラス被害防止条例	R1. 7. 1	カラスによる被害を防止するために必要な事項を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、相互の協力の下にカラスによる被害対策を推進することにより、カラスによる被害を防止し、もって良好な生活環境を守ることを目的とする。	5万円以下又は10万円以下の罰金
長野県	諏訪市	諏訪市自然環境保全条例	R1. 6. 1	市の優れた自然環境を保全するため、無秩序な開発を規制することを目的とする。	50万円以下の罰金
長野県	伊那市	伊那市放置自転車等の発生の防 止及び適正な処理に関する条例	R1. 10. 1	放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、地域の景観の保持と公共の場所の機能の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
長野県	飯山市	飯山市水道水源保全条例	Н30. 7. 1	市民生活にかけがえのない水道水源としての地下水を将来に引き継ぐため、地下水利用の現状把握及び乱開発の防止を図り、水道水源を保護し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	50万円以下の罰金
長野県	木曽町	木曽町御嶽山麓地域開発基本条例	R2. 7. 21	地域の景観と自然環境及び住民の生活環境の保全を図り、住みよい郷土の実現を期することを目的とする。	100万円以下の罰金
岐阜県	輪之内町	輪之内町埋立で等の規制に関す る条例	R2. 6. 1	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、不適切な埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって町民の生活環境を保全するとともに、町民の生活の安全を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛知県	名古屋市	名古屋市住居の堆積物による不 良な状態の解消に関する条例	Н30. 4. 1	市民が居住する建物等に物品等が堆積され、又は放置されることにより発生する 不良な状態を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	5万円以下の過料
愛知県	岡崎市	岡崎市生活環境の美化の推進に 関する条例	H31. 4. 1	生活環境の美化に関し、市、市民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、 ごみのポイ捨ての防止、飼い犬等のふんの放置の防止、路上喫煙の制限等に関し 必要な事項を定めることにより、ごみのない美しく快適なまちを目指すことを目 的とする。	3万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
愛知県	大府市	大府市土砂等の採取及び埋立て 等に関する条例	R2. 4. 1	市内における土地の埋立て等について、市、事業者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び安全の確保に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛知県	豊明市	豊明市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	R1. 10. 1	資源集積所における資源の盗難を防止することを目的とする。	20万円以下の罰金
愛知県	清須市	清須市廃棄物の減量及び適正処 理に関する条例	Н30. 4. 1	生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環型社会の形成に資することを 目的とする。	20万円以下の罰金
愛知県	北名古屋市	北名古屋市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例	R1. 6. 1	資源の有効活用、生活環境の保全等を図ることにより循環型社会の実現に資する ことを目的とする。	20万円以下の罰金
三重県	尾鷲市	尾鷲市土砂等の埋立て等の規制 に関する条例	R2. 4. 1	土砂等の埋立て等に関する市、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる 者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について 必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって災害の 防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
三重県	紀北町	紀北町生活環境の保全に関する 条例	R2. 2. 1	安全な生活環境を確保することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
滋賀県	彦根市	彦根市土砂等による土地の埋立 て等の規制に関する条例	R2. 12. 1	土砂等による土地の埋立て等に関する市、土砂等による土地の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者、土地の所有者等および土砂等を運搬する者の責務を明らかにするとともに、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の防止および生活環境の保全に資することを目的とする。	100万円以下の罰金
滋賀県	栗東市	栗東市屋外広告物等に関する条 例	R2. 10. 1	屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の規定に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物及び特定屋内広告物の表示並びに広告物を掲出する物件の設置及びこれらの維持について必要な規制を行うことを目的とする。	50万円以下の罰金
京都府	京都市	京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	R2. 6. 1	土砂等による土地の埋立て等について、土地の埋立て等を行う者、本市等の責務を明らかにするとともに、不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止するため必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
京都府	亀岡市	亀岡市ポイ捨て等禁止条例	R2. 8. 1 (一部 R3. 4. 1)	良好な生活環境を確保し、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
京都府	城陽市	城陽市一般廃棄物の減量及び適 正処理等に関する条例	R1. 9. 1	一般廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進による一般廃棄物の減量並びにその適正な処理等をすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって環境への負荷の少ない循環型社会を形成して、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
大阪府	大阪市	大阪市廃棄物の減量推進及び適 正処理並びに生活環境の清潔保 持に関する条例	R2. 3. 1	公共の場所の清潔の観点から、公共の場所又はその周辺において、はと、からす その他の動物に餌を与えた者が講ずべき措置等を定めている。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
大阪府	岸和田市	岸和田市土砂埋立て等の規制に 関する条例	Н30. 4. 1	土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土砂を 運搬する者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等につ いて必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の 防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金
大阪府	高槻市	高槻市摂津峡における自然環境 の保全等に関する条例	Н31. 4. 1	摂津峡の豊かな自然環境の保全及び安全で快適なレクリエーション環境の確保を 目的とし、摂津峡の自然環境等を損なうおそれがある行為について必要な規制を する。	5万円以下の過料
大阪府	高槻市	高槻市廃棄物の減量及び適正処 理等の推進に関する条例	Н31.4.1	廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理 し、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、環境 にやさしい都市の形成に寄与することを目的とする。	20万円以下の罰金
大阪府	枚方市	枚方市土砂埋立て等の規制に関 する条例	Н30. 10. 1	土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地 の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行 うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の 保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	八尾市	八尾市産業廃棄物の不適正な処 理の防止に関する条例	Н30. 4. 1	産業廃棄物の不適正な処理を防止するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活環境の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	八尾市	八尾市生活環境の保全と創造に 関する条例	Н30. 10. 1	八尾市民の環境を守る基本条例(平成8年八尾市条例第16号)の理念にのっとり、公害の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定め、市、事業者及び市民の協働により、現在及び将来の市民の健康と快適な生活環境の確保に資するとともに、地球環境保全に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
大阪府	泉佐野市	泉佐野市土砂埋立て等の規制に 関する条例	R2. 4. 1	土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより土砂埋立ての適正化を図り、 もって災害の防止・生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市土砂埋立て等の規制 に関する条例	Н31.4.1	市域内における土砂埋立て等に関し、市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、市域内における土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	阪南市	阪南市土砂埋立て等の規制に関 する条例	R2. 4. 1	土砂埋立て等の適正化を図り、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	熊取町	土砂埋立て等の規制に関する条 例	Н31. 4. 1	土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
f	神戸市	神戸市土砂の埋立て等による不 適正な処理の防止に関する条例	R2. 11. 1	市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせ、又は災害を発生させるおそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境及び自然環境の保全を図るとともに、市民の生活の安全を確保することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
兵庫県	伊丹市	伊丹市廃棄物の処理および清掃 に関する条例	R1. 7. 1	廃棄物の排出の抑制およびその適正な分別,保管,収集,運搬,再生,処分等の 処理ならびに清掃に関し必要な事項を定めるものとする。	20万円以下の罰金
奈良県	奈良市	奈良市土砂等による土地の埋立 て等の規制に関する条例	R2. 4. 1	埋立て等の適正化を図り、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的と する。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
広島県	東広島市	東広島市小規模土砂埋立行為に 関する条例	Н30. 4. 1	小規模な土砂の埋立てについて必要な規制を行うことにより、土砂の適正な処理 を推進し、もって災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
広島県	東広島市	東広島市土砂埋立行為の適正な 実施の確保に関する条例	Н30. 4. 1	土砂埋立行為について必要な事項を定めることにより、自然環境及び景観を保全し、並びに土砂埋立区域以外の区域への土砂の流出、崩落等による災害を防止し、もって市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
広島県	廿日市市	廿日市市廃棄物の減量の推進及 び適正処理並びに生活環境の清 潔保持に関する条例	H30.10.1 (一部改正)	廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を促進することによって廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、生活環境の清潔を保持することにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
高知県	香南市	香南市地下水保全条例	R3. 1. 1	香南市環境基本条例の趣旨に基づき、市民生活にとってかけがえのない資源である地下水において、採取による著しい地下水位の低下とこれに伴う地盤沈下を未然に防止し、将来にわたり水質及び水量の両面から保全を図り、地下水が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、その環境をより質の高いものとして、将来の世代に適切に継承していくことを目的とする。	50万円以下の罰金
福岡県	古賀市	古賀市屋外広告物条例	R2. 1. 1	市の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。	50万円以下の罰金
大分県	国東市	国東市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	R1. 6. 1	この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環型社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
宮崎県	都城市	都城市放置自動車の処理に関す る条例	R2. 1. 1	公共施設等に放置された自動車の処理について必要な事項を定めることにより、 公共施設等の機能を速やかに回復するとともに、地域の美観の保持及び安全で快 適な生活環境の保全を図ることを目的とする。	20万円以下の罰金(注:罰則規定の施行日 はR2.4.1)

【その他】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
宮城県	仙台市	仙台市客引き行為等の禁止に関 する条例		客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保し、もって魅力と活力のある安全で快適な街の実現に資することを目的とする。	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
神奈川県	川崎市	川崎市差別のない人権尊重のまち	R1. 12. 16	この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。	
長野県	須坂市	須坂市峰の原高原飲料水供給施 設給水条例	H31. 4. 1	峰の原高原の該当区域の給水の適正を保持し、住民に安全な水を供給するため、 須坂市峰の原高原飲料水供給施設の設置及び管理並びに給水についての料金、給 水装置工事の費用負担、その他供給条件等に関し、必要な事項を定める。	1 以下のいずれかに該当する者に対し5 万円以下の過料を科することができる。 ・承認を受けないで給水装置の工事を行った者 ・正当な理由がなくメーターの点検、検査、給水の停止を拒み、又は妨げた者 ・料金の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正行為をした者 ・給水装置の管理上の義務を著しく怠った者 2 詐欺その他の不正行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。
佐賀県	佐賀市	佐賀駅南口暫定駐車場条例	R1. 7. 1	佐賀駅周辺の整備に当たり、道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資するため、佐賀駅南口暫定駐車場を設置するもの。	詐欺その他不正の行為により料金の徴収を 免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍 に相当する金額(当該5倍に相当する金額 が5万円を超えないときは、5万円とす る。)以下の過料に処する。
熊本県	宇城市	宇城市営駐車場条例	Н31. 3. 14	市が設置する駐車場について必要な事項を規定する。	当該徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)
熊本県	宇城市	宇城市防災拠点センター条例	R2. 3. 16	市民の防災に関する知識の向上及び防災意識の啓発を図り、災害発生時の拠点避難所として設置する防災拠点センターについて必要な事項を規定する。	その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)
熊本県	宇城市	松橋駅地域交流センター条例	R3. 3. 11	松橋駅利用者の利便を図り、快適な都市環境の実現に資するため設置する松橋駅 地域交流センター条例について必要な事項を規定する。	その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)